

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム付商品券発行事業	①食料品等の価格高騰及び物価上昇対策として、村内で使用できるプレミアム付商品券(プレミアム分8,000円分)を4,600セット販売し消費喚起により事業者支援を図るとともに住民に対する生活支援を合わせて行う。 【効果】村内での消費拡大が期待できるとともに、飲食店等の支援も図れる。 ②商品券購入券送付にかかる経費(通信運搬費・個人情報保護の観点から村が対応)、商品券プレミアム分負担、換金手数料、印刷製本及び消耗品にかかる経費(負担金) ③購入引換券郵送料 100千円 商工会への負担金(プレミアム分負担 8千円×4,600セット=36,800千円 事務費(負担金として)1,356千円【換金手数料、印刷製本費、手数料等】 ④中川村村民及び村内事業者	R8.2	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学生応援給付金事業	①物価高騰の影響を受けている大学、短期大学、専修学校及び高等専門学校に通う学生に給付金を給付することをもって、学生の生活を支える子育て世帯の負担軽減を図る。 ②給付金 ③学生83人×10千円 ④中川村出身の学生	R7.6	R8.1
3	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	非課税世帯等米購入助成事業	①物価高騰の影響(特に米価高騰)に伴う低所得世帯の生活への影響を軽減するため、住民税非課税世帯へ米購入補助券を配布するとともに、生活困窮者等を救済するフードバンク事業者への米購入助成を行うことで、低所得世帯等の方々の生活を維持し、安心して生活が送られるよう支援する。 ②低所得世帯等及びフードバンク事業者への米購入助成及び事務費 ③低所得世帯米購入助成券印刷用紙(需用費)5千円 助成券郵送料(役務費)37千円 米購入助成事業負担金 330世帯×2,000円=660千円 フードバンク事業者米購入負担金 264千円 ④低所得世帯、フードバンク事業者	R7.8	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉・介護事業所等原材料費高騰支援交付金事業	①物価高騰の影響を受けている食事提供または配食サービスを行う福祉・介護事業所に対して交付金による支援を行うことで、事業の継続を図る。 ②交付金 ③100千円×4事業所=400千円 50千円×4事業所=200千円 ④村内の食事提供または配食サービスを行う福祉・介護事業所	R7.6	R8.3
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	飲食店等食料品価格高騰対策給付金事業	①物価高騰の影響を受けている村内飲食店等に対して給付金による支援を行うことで、事業の継続を図る。 ②給付金 ③50千円×33件=1,650千円 ④村内飲食店、喫茶店、食品製造業者	R7.7	R7.11
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	酒造会社事業継続支援給付金	①物価及び米価高騰の影響を受けている村内の酒蔵の事業継続を図るため、給付金を給付する。 ②給付金 ③300千円×1社 ④村内酒造会社	R7.7	R7.10
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食用食材価格高騰支援事業	①物価高騰の影響を大きく受ける中で、本来であれば高騰した部分の給食材料費については給食費として保護者が負担すべきものであるが、高騰分を給食費に転嫁しないよう、給食材料費分を給食センターへ補助し、もって子育て世帯の経済的支援を行う。 ②価格高騰した分の食材購入費(教職員は除く) ③小学校 270円×216人×200日×7.5%=874,800円 中学校 310円×135人×200日×7.5%=627,750円 ④村内小中学校へ通学する児童を養育する保護者	R7.6	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	低所得高齢者物価高騰支援商品券事業	①物価高が続く中で低所得高齢者への支援を行うことで、低所得高齢者の方々の生活を維持する。 ②低所得高齢世帯への商品券配布及び事務費 ③80歳以上のみの世帯で非課税世帯に属する者 10千円×142人=1,420千円 事務費80千円【役務費(郵送料等) 負担金(事務手数料等) その他として支出】 ④80歳以上のみの世帯で非課税者(142人)	R8.2	R8.4以降
9	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰支援交付金事業	①物価高騰の影響を受けている福祉・介護・医療事業所等や公衆浴場に対して交付金による支援を行うことで、事業の継続を図る。 ②交付金 ③500千円×1事業所=500千円、300千円×5事業所=1,500千円、200千円×3事業所=600千円、150千円×5事業所=750千円、100千円×3事業所=300千円 ④村内の福祉・介護・医療事業所等及び公衆浴場	R8.1	R8.3
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	商工事業者省エネルギー設備等導入促進事業	①長期化するエネルギー価格の高騰対策として、村内中小企業等が行う省エネルギー設備等の導入を促進するため、事業者へ補助金を交付する。 ②補助金 ③省エネルギー設備等の導入に係る設備費及び工事費 246,500千円×6事業所 ④村内中小企業事業者	R7.4	R8.4以降
11	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小中学生子育て世帯物価高騰対応支援事業①	①物価高騰の影響を大きく受ける小中学生を養育する保護者の負担軽減を図るため、給食費の一部を支援(給食材料費分を給食センターへ補助)し、もって子育て世帯の経済的支援を行う。 ②食料購入費(教職員は除く) ③学校給食用米穀 168,100円×12か月=2,017,200円 パン購入費 補助分10円×42日×359人=150,780円 学校給食費(3か月分) 小学生 270円×66日×221人=3,938,220円 中学生 310円×66日×137人=2,803,020円 ④村内小中学校へ通学する児童を養育する保護者	R7.4	R8.3
12	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	小中学生子育て世帯物価高騰対応支援事業②	①物価高騰の影響を大きく受ける小中学生を養育する保護者の負担軽減を図るため、研修等で使用するバス賃借料を支援し、もって子育て世帯の経済的支援を行う。 ②使用料 ③修学旅行等に使用するバス賃借料 小学校 147,000円×15日分=2,205,000円 中学校 147,000円×9日分=1,323,000円 ④村内小中学校へ通学する児童を養育する保護者	R7.4	R8.3
13	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業電力価格高騰支援事業	①長期化するエネルギー価格の高騰対策として、上水道事業を支援する。 【効果】上水道事業の負担軽減が図られ、利用料金への価格転嫁を行わず、村民の負担軽減が見込まれる。 ②水道企業会計への繰り出し(電力価格高騰分) ③浄水・原水施設 250,000円×1事業者 配水・給水施設 250,000円×1事業者 ④中川村村民	R8.2	R8.3